

笠縫東学区まちづくり協議会会則

(名称)

第1条 本会は、笠縫東学区まちづくり協議会（以下「協議会」という）と称する。

(事務所)

第2条 協議会の事務所は、滋賀県草津市集町58番地の8に置く。

(目的)

第3条 協議会は、地域住民が主体となって地域共通の願いの実現ならびに課題の解決やまちづくりの構想・計画の策定など、人びとが住み続けたいと願うまちづくりのための諸事業を行い、豊かで住みよい地域づくりを推進していくことを目的とする。

(会員)

第4条 協議会の会員は、次に掲げるものとする。

- (1) 笠縫東学区内に居住する者
- (2) 笠縫東学区の団体等
- (3) 笠縫東学区に事業所を有する事業者等
- (4) その他協議会が必要と認めたもの

(事業)

第5条 協議会は、第3条の目的達成のため、次の事業を行う。

- (1) 「笠縫東学区協働のまちづくり計画」の策定およびその計画に定められたまちづくり活動の企画、立案、推進
- (2) 協議会が実施する事業および行事
- (3) 会員が実施する事業間における調整および連携
- (4) 行政（国、滋賀県および草津市をいう。以下同じ。）が策定する構想、計画等に対する調査、研究および提言
- (5) 行政が実施する各種事業等との連携および支援
- (6) 地域の情報の発信・共有化、地域住民への啓発
- (7) その他協議会の目的を達成するために必要な事業

(役員等)

第6条 協議会に次の役員を置く。

- | | |
|----------|-------|
| (1) 会長 | 1 名 |
| (2) 副会長 | 10名以内 |
| (3) 会計 | 1 名 |
| (4) 事務局長 | 1 名 |
| (5) 監事 | 2 名 |

2 協議会に総会の同意を得て、事業全般に対して適宜助言を行い、必要に応じて意見を述べることができる顧問を若干名置くことができる。

(役員職務)

第7条 役員職務は次に掲げるとおりとする。

- (1) 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
 - (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
 - (3) 会計は、協議会の運営および活動に伴う出納事務を処理し、会計に必要な書類を管理する。
 - (4) 事務局長は、協議会の事務を総括する。
 - (5) 監事は、協議会の会計および会務全般を監査する。
- (役員を選出)

第8条 会長、副会長、会計および監事は、総会において会員の中から選任する。

2 事務局長は、会長が任命する。

(役員の任期)

第9条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。

2 任期途中で役員欠員もしくは補充の必要が生じた場合、後任の役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、任期満了後も新役員が選任されるまでの間は、その任務を行うものとする。

(会議)

第10条 協議会に次の会議を設ける。

- (1) 総会
 - (2) 理事会
 - (3) 本部会
 - (4) 部会
- (総会)

第11条 総会は、協議会の最高議決機関で毎年1回定期総会を開催するほか、会長が必要と認めた場合、または会長を除く役員過半数の請求があった場合は、その都度臨時総会を開催する。

2 総会は、細則で定める構成団体等の代表者等の3分の2以上の出席(委任状を含む。)で成立し、議決は出席者の過半数によって決するものとし、可否同数のときは、議長が決するところによる。

3 総会は、次に掲げる事項を審議し、決定する。

- (1) 事業の計画、運営および報告に関すること。
- (2) 予算および決算
- (3) 会則の改廃
- (4) 役員選出、承認
- (5) その他、協議会運営に必要と認められる事項

4 総会の議長は、出席した会員の互選により選出する。

(理事会)

第12条 理事は、第14条に定める部会の部会長等(次条第5項に規定する委員会等の代表者を含む。以下同じ。)および細則に規定するものの中から選出し、本部会の承認を得るものとする。

- 2 理事会は、次条第1項に定める本部会の構成員および理事をもって構成し、本部会が必要と認めたとときに開催する。ただし、理事会の構成員の過半数の請求があったときは、会長が速やかに会議を開催しなければならない。
- 3 理事会の議長は、構成員の互選により選出された者とする。
- 4 理事会は、次の各号に掲げる事項を審議し、決定する。
 - (1) 総会に提出する議案に関する事項
 - (2) 部会提案の審議に関する事項
 - (3) 行政と協議、調整すべき案件の調整および方針に関する事項
 - (4) 事業の執行に関する事項
 - (5) その他本部会が必要と認める事項
- 5 会長は、前項各号に掲げる事項について、特に重要で急を要し、かつ、理事会を開催する暇がないと判断した場合に限り、理事会の構成員に対し書面による稟議を行い決することができる。この場合において、直近の理事会において報告するものとする。
(本部会)

第13条 本部会は、会長、副会長、会計、事務局長および会長が必要と認める者で構成する。

- 2 本部会は、次に掲げる事項を審議する。
 - (1) 総会に付議する事項の調整
 - (2) 理事会に付議する事項
 - (3) 部会にかかる懸案事項および方針に関する事項
 - (4) 行政と協議すべき案件に関する事項
 - (5) その他、会長が必要と認める事項
- 3 本部会は、原則として月1回開催し、必要に応じて会長が招集する。
- 4 本部会の議長は、会長が務める。
- 5 本部会は、理事会の承認を得て、協議会の目的達成に必要な委員会等を設けることができる。
(部会)

第14条 協議会の目的を達成するため、次の部会を置く。

- (1) 地域・環境部会
 - (2) 福祉・健康部会
 - (3) 文化・教育・体育部会
- 2 部会には部会長、副部会長および庶務を置き、部会の会議で選出する。
 - (1) 部会長 1名
 - (2) 副部会長 若干名
 - (3) 庶務 若干名
 - 3 部会長は、部会を代表し、部会を総括する。
 - 4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときはその職務を代行する。
 - 5 庶務は、部会の庶務、会議録の作成等に従事する。

(事務局)

第15条 協議会の円滑な運営を行うため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長および事務局員を置く。

3 事務局員の選任は、理事会において行う。

(経費)

第16条 協議会の経費は、会費、交付金、補助金、委託金、寄附金、賛助会費等の収入をもってこれに当てる。

(会計年度)

第17条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

(監査および報告)

第18条 監事は会計年度終了後に監査を行い、翌年度の総会に報告するものとする。

(専決処分)

第19条 会長は、特に緊急を要する事案が発生したとき、本部会で決定し、理事会に報告し、承認を得るものとする。

(委任)

第20条 この会則に定めるもののほか、必要な事項については、理事会で定める。

付 則

この会則は、平成24年11月24日から施行する。

付 則

この会則は、平成25年6月1日から施行する。

付 則

この会則は、平成26年5月10日から施行する。

付 則

この会則は、平成28年4月16日から施行する。

笠縫東学区まちづくり協議会会則施行細則

(目的)

第1条 本施行細則(以下「細則」という。)は、笠縫東学区まちづくり協議会会則(以下「会則」という。)の規定に基づき、補足的条項を定める。

(総会の定数)

第2条 会則第11条第1項に規定する総会の定数は、次条第1項に掲げる構成団体等にあっては1名とする。

(構成団体等)

第3条 会則第11条第2項の構成団体等は、団体にあっては主として笠縫東学区内で組織、活動し、また個人にあっては笠縫東学区に居住している者のうち下記に該当するものをいう。

町内会、民生委員児童委員協議会、社会福祉協議会、青少年育成、子ども会、体育振興会、更生保護女性会、健康推進員連絡協議会、少年補導委員会、保護司、老人クラブ連合会、安全安心パトロール、草津・栗東交通安全協会、ボーイスカウト、中学校PTA、小学校PTA、こども園PTA、中学校、小学校、こども園、保育園、地方公共団体議会議員、学識経験者・町内会役員経験者、協議会認証団体

2 前項に定める構成団体の長が他の団体の長を兼ねている場合は、協議会会長と協議のうえ団体長以外から1名を推薦することができる。

3 第1項に定める構成団体等のうち個人にあっては、理事会の推薦を受けた者とする。

(理事)

第4条 会則第12条第1項に定める理事は、会則第14条第2項第1号に定める部会長のほか、笠縫東学区内で組織、活動する下記の団体等から選出することができる。

自治連合会、民生委員児童委員協議会、社会福祉協議会、青少年育成、子ども会、体育振興会、地方公共団体議会議員、学識経験者

(会費)

第5条 会則第16条に定める会費は、1世帯当たり年間150円とする。

付 則

この細則は、平成24年11月24日から施行する。

付 則

この細則は、平成25年6月1日から施行する。

付 則

この細則は、平成26年5月10日から施行する。

付 則

この細則は、平成28年4月16日から施行する。